

平成 19 年度 ST マーク表示適正化調査で判明した ST マーク使用許諾契約違反案件に関する処分について(平成 20 年 3 月 27 日付)

処分に係る企業 (ST マーク使用許諾契約者)	処分に係る事案	処分内容
(株)丸進玩具 東京都台東区入谷 2-39-12	ST 検査未申請にも拘らず ST マークを付して商品を販売した。その中には、後に ST 検査で ST 基準不適合が判明した商品があった。一部の商品(4 品目)については新聞告知等を行い消費者から回収し、他の商品は流通在庫を回収した。	S T 申請停止 1 ヶ月、又は、それに相当する違約金 6 万円。
(株)丸昌 東京都墨田区本所 2-14-12	ST 申請前、又は、ST 検査判定前に ST マークを付して商品を出荷。その後、ST 基準不適合判定があったにも拘らず、そのまま商品を販売した。 一部の商品(2 品目)については新聞告知等を行い消費者から回収し、他の商品は流通在庫を回収した。	S T 申請停止 2 ヶ月、又は、それに相当する違約金 90 万円。
(株)ドウシシャ 大阪府大阪市中央区 東心斎橋 1-5-5	ST 申請前、又は、ST 検査判定前に ST マークを付して商品を出荷。その後、不適合判定を受けた商品があった。 また、ST 検査未申請にも拘らず ST マークを付して販売した商品もあった。 一部の商品(2 品目)については新聞告知等を行い消費者から回収した。	S T 申請停止 2 ヶ月、又は、それに相当する違約金 48 万円。

(注) ST 申請停止の期間は平成 20 年 4 月 1 日から開始